

第 1 種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（13 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問い合わせに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 放射線障害防止法の目的に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、[A]、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、[B]及び[C]その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

A	B	C
1 放射性同位元素の使用	放射線発生装置の使用	放射性同位元素によって汚染された物の廃棄
2 放射性同位元素の製造	放射性同位元素装備機器の製造	放射性同位元素によって汚染された物の埋設
3 放射性同位元素の製造	放射線発生装置の製造	放射性同位元素によって汚染された物の埋設
4 放射性同位元素の使用	放射性同位元素装備機器の使用	放射性同位元素等によって汚染された物の廃棄
5 放射性同位元素等の使用	放射線発生装置の使用	放射性同位元素等によって汚染された物の埋設

問2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
- B 排気設備とは、「排気浄化装置、排風機、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排氣する設備」をいう。
- C 廃棄作業室とは、「放射性同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする室」をいう。
- D 放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設」をいう。

- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問3 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム 137 の下限数量は 10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたセシウム 137 が製造されたのは、平成 20 年 4 月 1 日とする。

- A 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置のみを使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 1 個当たりの数量が、10 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した表示付認証機器のみ 3 台を認証条件に従って使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- C 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した校正用線源のみ 3 個を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- D 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を 3 個で 1 組として装備し、通常その 1 組をもって照射する機構を有するレベル計のみ 1 台を使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

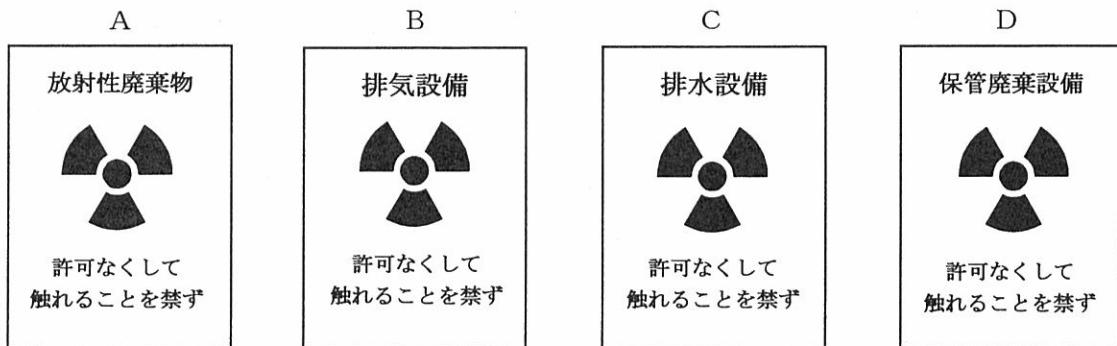
1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問4 次のうち、放射性同位元素を業として賃貸しようとする者（表示付特定認証機器を業として賃貸する者を除く。）が届出を行おうとするときに、届書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては、登記事項証明書
- B 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- C 賃貸の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面
- D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの最大賃貸予定数量（予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの）を記載した書面

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問5 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 CとD

問6 使用施設の技術上の基準に関して、密封された放射性同位元素を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置及びその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けなければならない放射性同位元素の数量として、放射線障害防止法上定められている数量の組合せは、次のうちどれか。

<自動表示装置>

- | | |
|---|------------|
| 1 | 100 ギガベクレル |
| 2 | 100 ギガベクレル |
| 3 | 400 ギガベクレル |
| 4 | 400 ギガベクレル |
| 5 | 1 テラベクレル |

<インターロック>

- | |
|------------|
| 100 テラベクレル |
| 10 テラベクレル |
| 100 テラベクレル |
| 10 テラベクレル |
| 100 テラベクレル |

問7 貯蔵施設に備えるべき、放射性同位元素を入れる容器に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。
- B 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- C 容器のふた等には、かぎその他の閉鎖のための器具を設けること。
- D 容器の表面における1センチメートル線量当量率は、2ミリシーベルト毎時以下とすること。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問8 次のうち、液体状の放射性同位元素等を焼却炉で焼却する場合に設ける設備として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 汚染検査室
- B 廃棄作業室
- C 貯蔵室
- D 排気設備

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問9 許可の条件に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。」

2 前項の条件は、[A]するため[B]に限り、かつ、許可を受ける者に[C]こととならないものでなければならない。」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1 公共の安全を確保 | 必要な最小限度のもの | 不利な規制をする |
| 2 公共の安全を確保 | 必要な最小限度のもの | 不当な義務を課する |
| 3 放射線障害を防止 | 放射線防護に必要なもの | 不利な規制をする |
| 4 公共の安全を確保 | 放射線防護に必要なもの | 不当な義務を課する |
| 5 放射線障害を防止 | 必要な最小限度のもの | 不当な義務を課する |

問10 1個当たりの数量が7.4ギガベクレルの密封されたプロメチウム147を装備したベータ線厚さ計のみ3台を使用している者が、装置の経年劣化により、同じ使用の目的で1個当たりの数量が3.7ギガベクレルの密封されたストロンチウム90を装備したベータ線厚さ計3台に同時更新し、使用することになった。この場合に、あらかじめ、文部科学大臣に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、プロメチウム147の下限数量は10メガベクレル、ストロンチウム90の下限数量は10キロベクレルであり、かつ、その濃度は、文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。

- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 2 許可使用に係る申請をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更許可申請をしなければならない。
- 4 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 5 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。

問11 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が、当該表示付認証機器ごとに添付しなければならない文書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 認証番号
 - B 当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件
 - C 当該機器について法の適用がある旨
 - D 設計認証に関する事項を掲載した登録認証機関のホームページアドレス
- 1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問12 次の記述のうち、設置時施設検査に合格した日から次の定期確認を受ける期間について、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを取り扱う許可廃棄業者は、5年以内に定期確認を受けなければならない。
 - B 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期確認を受けなければならない。
 - C 下限数量に10万を乗じて得た数量の密封されていない放射性同位元素及び放射線発生装置を使用する特定許可使用者は、3年以内に定期確認を受けなければならない。
 - D 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期確認を受けなければならない。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問13 使用施設等の基準適合義務及び基準適合命令に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- B 許可廃棄業者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備について文部科学省令で定める技術上の基準を確保するように努めなければならない。
- C 文部科学大臣は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第6条第1号から第3号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。
- D 文部科学大臣は、使用施設の位置、構造又は設備が前条第2項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、使用施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問14 使用の基準に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「法第10条第6項の規定により、使用の場所の変更について文部科学大臣に届け出て、

[A] 以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の [B] をする場合には、
当該機器に放射性同位元素の [C] するための装置が備えられていること。」

	A	B	C
1	100 ギガベクレル	使用	位置を検知
2	400 ギガベクレル	保管	位置を検知
3	400 ギガベクレル	使用	脱落を防止
4	1 テラベクレル	保管	脱落を防止
5	1 テラベクレル	使用	脱落を防止

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 固体状の放射性同位元素を、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのある容器に入れて保管する場合には、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止しなければならない。
- B 密封されていない放射性同位元素は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱で保管しなければならない。
- C 密封された放射性同位元素を貯蔵箱に入れて保管する場合には、放射性同位元素の保管中、これをみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じなければならない。
- D 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度を超えないようにしなければならない。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 16 放射性同位元素を保管する場合において、保管の技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者
- B 許可取消等使用者
- C 使用の廃止の日から 30 日以内の者
- D 届出販売業者

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 17 A型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 構成部品は、摂氏零下 20 度から摂氏 60 度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- B 外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上であること。
- C 周囲の圧力を 50 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- D みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 18 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 線量が最大となるおそれのある部分が、手部である場合、当該部位について、70 マイクロメートル線量当量を測定する。
- B 線量が最大となるおそれのある部分が、頭部及びけい部から成る部分である場合、当該部位のみについて、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定する。
- C 線量が最大となるおそれのある部分が、胸部である場合、胸部について測定することとされる男子にあっては、胸部のみについて、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定する。
- D 線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分である場合、腹部について測定することとされる女子にあっては、腹部のみについて、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定する。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 19 密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、放射線障害予防規程に記載するべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A セキュリティに関すること。
- B 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
- C 使用施設等の変更の手続きに関すること。
- D 放射線管理の状況の報告に関すること。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 20 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。
- B 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前に教育及び訓練を行わなければならない。
- C 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行う教育及び訓練の時間数は、定められない。
- D 放射線業務従事者に対する教育及び訓練の項目は、「放射線の人体に与える影響」、「放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令」、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」及び「放射線障害予防規程」の4項目である。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 21 放射線業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断を行わなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A アルファ線を放出する放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が 10 Bq/cm^2 であり、その汚染を容易に除去することができないとき。
- B アルファ線を放出しない放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が 4 Bq/cm^2 であり、その汚染を容易に除去することができないとき。
- C 皮膚の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき 150 ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- D 眼の水晶体の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき 500 ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

1 A B C のみ 2 A B のみ 3 A D のみ 4 C D のみ 5 B C D のみ

問 22 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合の措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 管理区域への立入時間の短縮
- B 管理区域への立入りの禁止
- C 放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換
- D 必要な保健指導

1 A B C のみ 2 A B D のみ 3 A C D のみ 4 B C D のみ 5 A B C D すべて

問 23 合併等に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可使用者である法人の合併の場合(許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である [A]。) 又は分割の場合(当該許可に係るすべての放射性同位元素及び [B] 又は当該許可に係る放射線発生装置並びに [C] を一体として承継させる場合に限る。) において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素及び [B] 若しくは放射線発生装置並びに [C] を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。」

	A	B	C
1	法人が存続する場合に限る	放射性同位元素によって汚染された物	廃棄施設
2	法人が存続する場合に限る	表示付認証機器	使用施設等
3	法人が存続するときを除く	放射性同位元素等によって汚染された物	廃棄施設
4	法人が存続するときを除く	表示付認証機器	使用施設等
5	法人が存続するときを除く	放射性同位元素によって汚染された物	使用施設等

問 24 使用の廃止等の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可廃棄業者が、その業を廃止したときは、廃棄の業の廃止の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したときは、使用の廃止の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係る表示付認証機器のすべての使用を廃止したときは、使用の廃止の日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 特定許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素及び放射線発生装置のすべての使用を廃止するときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問25 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出販売業者から放射性同位元素の運搬を委託された者の従業者は、その職務上放射性同位元素を所持することができる。
- B 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
- C 許可廃棄業者は、その許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができます。
- D 届出賃貸業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持することができる。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問26 事故届に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可届出使用者等(表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。)は、その所持する放射性同位元素について [A] その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を [B] 又は [C] に届け出なければならない。」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|-----------|--------|-----------|
| 1 盗取、所在不明 | 文部科学大臣 | 国土交通大臣 |
| 2 盗取、所在不明 | 国土交通大臣 | 都道府県公安委員会 |
| 3 破損、汚染 | 警察官 | 海上保安官 |
| 4 破損、汚染 | 文部科学大臣 | 国土交通大臣 |
| 5 盗取、所在不明 | 警察官 | 海上保安官 |

問27 危険時の措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 緊急作業を行う場合は、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするため、しゃへい具、かん子又は保護具を用いさせること。
- B 放射線業務従事者が実効線量限度を超えて被ばくした場合は、健康診断を行い、放射線障害が確認され次第、文部科学大臣へ報告すること。
- C 放射線施設に火災が起り、又は放射線施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署に通報すること。
- D 放射線障害を防止するため必要な場合は、放射線施設の内部にいる者又は放射線施設の付近にいる者に避難するよう警告すること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 28 放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理人選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A a 製造所において、放射線発生装置 1 台を薬事法第 2 条に規定する医薬品の製造のため、新たに設置の許可を受けて使用することとなったので、放射線発生装置を使用施設に設置する前に、放射線取扱主任者免状を有していない薬剤師を放射線取扱主任者として選任し、選任した日から 10 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出た。
- B b 事業所では、740 ギガベクレルの密封されたコバルト 60 を 2 個使用している。第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任していたが、放射線取扱主任者としての職務を行うことができない期間が 40 日間と見込まれたため、その期間中、第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者を代理人として選任し、選任した日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣へ届け出た。
- C c 販売所では、表示付認証機器のみを販売しているが、表示付認証機器の販売を開始する前に、第 3 種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者に選任し、選任した日から 30 日以内に、その旨を文部科学大臣へ届け出た。
- D d 病院では、放射線発生装置を診療のために使用することとなったので、放射線発生装置を使用施設に設置する前に、放射線取扱主任者免状を有していない診療放射線技師を放射線取扱主任者として選任し、選任した日から 10 日以内に、その旨を文部科学大臣へ届け出た。

1 A B C のみ 2 A B のみ 3 A D のみ 4 C D のみ 5 B C D のみ

問 29 定期講習に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者のうち文部科学省令で定めるものは、[A] に、文部科学省令で定める [B] ごとに、文部科学大臣の登録を受けた者が行う [A] の [C] の講習を受けさせなければならない。」

	[A]	[B]	[C]
1	放射線取扱主任者	資格	放射線取扱主任者免状を更新するため
2	放射線取扱主任者	区分	放射線取扱主任者免状を更新するため
3	放射線業務従事者	区分	資質の向上を図るため
4	放射線取扱主任者	期間	資質の向上を図るため
5	放射線業務従事者	期間	技能の向上を図るため

問 30 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器届出使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 30 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- B 許可使用者は、放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあったとき、当該被ばくに係る実効線量が、放射線業務従事者にあっては 5 ミリシーベルトを超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 30 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- C 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- D 届出使用者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、放射線施設の廃止に伴う措置の報告書により 30 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

1 A と B

2 A と C

3 B と C

4 B と D

5 C と D